

小規模多機能型居宅介護「宍道の里」

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(松江市指定 第 3290100845 号)

当事業所はご利用者に対し小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供サービスの内容、契約上の注意点を以下のとおりご説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定において「要支援1以上」の認定を受けられた方が対象となりますが、要支援・要介護認定をまだ受けておられない方も、認定申請などの手続きを踏まえることでサービスの利用は可能となります。

目 次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域および営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 秘密の保持と個人情報保護	1 1
7. 契約の終了について	1 1
8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	1 2
9. 運営推進会議の設置	1 2
10. 協力医療機関、バックアップ施設	1 2
11. 非常火災時の対応	1 2
12. サービス利用にあたっての留意事項	1 2

1. 事業者

- (1) 法人名
社会福祉法人 縁むすび福祉会
- (2) 拠点所在地
島根県松江市宍道町伊志見 603 番地 1
- (3) 代表者氏名
理事長 森脇 慎一

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業の目的
利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い、訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練およびその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。
- (3) 事業所の名称
小規模多機能型居宅介護 宍道の里
- (4) 事業所の所在地
島根県松江市宍道町伊志見 603 番地 1
- (5) 電話番号
0852-66-7837
- (6) 管理者氏名
山崎 恭子
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨および内容に従い、利用者の意思および人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。
 - ② 事業の実施にあたっては、松江市、地域包括支援センター、地域の保健医療および福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月日
2021年4月1日
- (9) 登録定員
29名（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人）
- (10) 居室等の概要
事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の内容	設備の種類・室数	備考
個室	9 室	11.20 m ²
居間・食堂コーナー	1 室	95.00 m ²
浴室	浴室 1 室、特浴室 1 室（共用）、脱衣室	
相談室	1 室（共用）	18.00 m ²

消防設備	スプリンクラー、報知器、消火器	
------	-----------------	--

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 業務日および業務時間

(1) 通常の事業の実施地域

松江市~~宍道町~~及び玉湯町

(2) 業務日および業務時間

業務日 3 6 5 日

業務時間	通いサービス	9時00分～17時00分
	宿泊サービス	17時00分～ 9時00分
	訪問サービス	24時間

なお、通いおよび宿泊サービスの業務時間については、利用者の心身の状況・希望およびその置かれている環境を踏まえて、柔軟に対応するものとする。また上記の業務時間のほか、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、業務時間外の対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1 人（常勤）

- ・事業所の従事者の管理および業務の管理

(2) 介護支援専門員 1 人（常勤）

- ・利用者の居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者およびご家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整。

(3) 看護職員 1 人（常勤）

- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による看護業務

(4) 介護職員 4 人（常勤）、5 人（非常勤）

日中（通い） 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人以上

日中（訪問） 常勤換算方法で1人以上

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員および宿直職員を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

- ・利用者の衛生管理、および日常生活全般にわたる介護業務

<主な職員の配置の状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合（介護保険の給付となるサービス）
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（保険の給付とならないサービス）

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスについては、利用料金から介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じた負担額を差し引いた額が介護保険から支給され、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じた額が利用者の負担金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

(I) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ① 日常生活上の世話および機能訓練
- ② 食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます）
- ③ 排泄介助
- ④ 入浴介助、清拭
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

(II) 訪問サービス

利用者宅に伺い、買い物、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。なお、訪問サービスの提供にあたって、以下に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒および利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

*通いサービスおよび訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

(III) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(IV) 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言、申請代行等を行います。

(V) 短期利用居宅介護

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護事業所の介護支援専門員が、緊急に

利用することが必要と認めた場合、当該事業所の介護支援専門員が、登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で空いている宿泊室を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護）を提供します。（別紙参照）

（２）サービス利用料

＜介護保険給付対象サービス＞

イ．小規模多機能型居宅介護費

通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額

１か月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。なお、法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額（サービス利用料金の１割または２割、３割）をお支払いいただきます。

①同一建物以外に居住するものに対して行う場合（自己負担１割の場合）

	要支援１	要支援２
サービス料金	3,450 円	6,972 円

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス料金	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

②同一建物に居住するものに対して行う場合（自己負担１割の場合）

	要支援１	要支援２
サービス料金	3,109 円	6,281 円

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス料金	9,423 円	13,849 円	20,144 円	22,233 円	24,516 円

＊ 登録定員を超えている場合もしくは人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり４回に満たない場合には、上記金額の 70/100 を乗じた金額を算定します。

◎短期利用居宅介護利用料金（１日につき）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス料金	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円

ロ. 加算

サービス内容等に応じてその他の加算追加・削除があります。

(ご利用者の状況・職員の配置による。)

加算項目	加算の内容	自己負担額 1 割の場合
初期加算	小規模多機能型居宅介護サービス事業所に登録してから起算して 30 日以内の期間について算定します。30 日を超える入院後に利用を再開した場合も同様です。	30 円／日
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	総単位数×146／1000
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	利用者の心身の状況または家族を取り巻く環境の変化に随時、小規模多機能型居宅介護計画の見直しをおこなっていること。	800 円／月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合。	800 円／月
看護職員配置加算(Ⅰ)	専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を 1 名以上配置していること。	900 円／月
科学的介護推進体制加算	L I F E (介護情報システム) へ利用者の状態やケアの内容を提出し、他事業所のデータと比較して良い点、悪い点を踏まえたフィードバックをもとに質の高い介護サービスを提供する。	40 円／月

看取り連携体制加算	死亡月及び死亡日以前 30 日以下について 1 日につき 64 単位を死亡月に加算する。ただし、この場合において看護職員配置加（Ⅰ）を算定してない場合は算定しない。	64 円／日
-----------	--	--------

小規模多機能型居宅介護の利用料は、月単位の包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、あるいは、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

利用者に提供する食事および宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（3）①および②参照）

介護保険から給付額に変更があった場合、変更額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

<介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）>

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

① 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊：2,500円

② 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 300円・昼食 600円・夕食 600円・おやつ代 100円

③ 日常生活上必要となる諸費用〈おむつ代・クリーニング代等〉

実費

④ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)(2)の料金は、1か月ごとに計算して請求いたします。原則として、翌月預金口座振替によりお支払いいただくものとします。

(5) 利用の中止、変更（契約書第6条参照）

小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、利用者の都合によって、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(7) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者およびその家族に関する秘密の保持について（契約書9条参照）

事業所および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者および家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するに当たっては、

- ・利用者に関わる小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ・介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医の意見を求める必要がある場合
- ・利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

7. 契約の終了について（契約書第13条～16条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

- ② 利用者の契約解除の申し出があった場合
- ③ 利用者および家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- ④ 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合

8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（管理者） 山崎 恭子

○受付時間 8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 松江市役所 介護保険課

【公的団体の窓口】 島根県国民健康保険団体連合会

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護サービスについて知見を有する者等

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

たまがわ内科クリニック、深田歯科医院、松江市立病院、独立行政法人地域医療機構推進機構玉造病院

11. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

＜消防用設備＞

- ・自動火災報知器、消化器等消防法による設備を設置しています。

＜地震、大水等災害発生時の対応＞

- ・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保および対応を行います。

12. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

- ・事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・介護従事者への暴力行為、ハラスメント行為があった場合、退去頂く場合があります。

1 3. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供により事故が発生したときは、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- ・事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- ・利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
- ・事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

1 4. 第三者による評価の実施

- ・第三者評価の実施については行っていません。

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地	島根県松江市宍道町伊志見 603 番地 1
事業所名	小規模多機能型居宅介護 宍道の里
管理者氏名	管理者 山崎 恭子
説明者氏名	説明者 印

上記内容の説明を事業者から受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

住所	〒
氏 名	印
家族代表	〒
氏 名	印
代理人	〒
氏名	印

(5) 短期利用居宅介護

1. 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定居宅小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という）を提供する。
2. 短期利用居宅介護は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満の場合に提供することができる。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の数）÷当該事業所の登録定員（小数点以下四捨五入）

3. 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型介護計画に従いサービスを提供する。